

北見市事業者特別支援金 申請の手引き

※国の「月次支援金」、道の「道特別支援金B」、「道特別支援金C」、「緊急事態措置協力支援金」のいずれかを受給された事業者が、申請できます。

緊急事態措置等に伴う「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が大きく減少した中小法人・個人事業者等に対し、事業者特別支援金を支給します。

(詳しくは1ページ「2. 支給対象者等」をご確認ください。)

申請期間：令和3年10月13日(水)から
令和4年2月16日(水)まで

【お問い合わせ先】

(電話) 0157-25-1148

(受付時間) 平日 8時45分から17時30分まで

北見市事業者特別支援金交付要項

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の収束目途が未だ立たない中、北海道では複数回に渡る緊急事態措置等の発令がなされ、北見市においても多くの市内事業者が緊急事態措置等に伴う「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響を大きく受けている状況です。

そのことに伴って、本市では、厳しい経営環境にある市内事業者の経営持続化を目的として、「北見市事業者特別支援金事業」を創設し、売上が大きく減少した市内中小法人・個人事業者等に対し、「事業継続支援金」または「時短営業等協力支援金」を支給します。

2. 支給対象者等

【支給対象者】※令和3年10月21日改訂

支 給 要 件			支 給 額	
事業者特別支援金	事業継続支援金	①国の4～9月分までの <u>いずれかの月の「月次支援金」</u> を受給した市内事業者	法人	20万円
		②道の4～9月分までの <u>「道特別支援金B」もしくは「道特別支援金C」</u> を受給した市内事業者	個人事業者等	10万円
	時短営業等協力支援金	③道の5～6月分の <u>「緊急事態措置協力支援金」</u> を受給した市内事業者	法人	10万円
		④道の8～9月分の <u>「緊急事態措置協力支援金」</u> を受給した市内事業者	個人事業者等	5万円

【定義】※令和3年10月21日追加

市内事業者： 市内に本社、本店、支店等の事業所を有している法人又は個人事業者等
 ※フリーランスなどで市内に事業所を有していない場合は、北見市に住民登録がある者とします。

【留意事項】※令和3年10月21日追加

- (1) 本支援金の申請を行う者は、「月次支援金」、「道特別支援金」、「緊急事態措置協力支援金」の受給時点において、北見市内で事業を営んでいる者であって、かつ、本支援金の申請日時点においても、北見市内で事業を継続している者でなければならない。
- (2) 「事業継続支援金」と「時短営業等協力支援金」は、併給できません。
 ※「事業継続支援金」と「時短営業等協力支援金」の両方の支給要件を満たす場合は、「事業継続支援金」の支給対象とします。

3. 申請に必要な提出書類

<p>①北見市事業者特別支援金 支給申請書（別紙1）</p>	<p>北見市ホームページから印刷できない場合は、市役所本庁舎5階の商業労政課窓口、各総合支所の産業課窓口、各支所・出張所の窓口で配布します。</p>
<p>②申請者（代表者）の 本人確認書類の写し ※市が定める様式（別紙2）に 本人確認書類の写しを貼り 付けてください。</p>	<p>申請者（代表者）ご本人からの申請であることの確認のために、下記の<u>いずれかの写し</u>を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①運転免許証（両面） ②個人番号カード（オモテ面のみ） ③写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ） ④在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る。）（両面） ⑤住民票の写し及びパスポート（顔写真の掲載されているページ）の両方 ⑥住民票の写し及び各種健康保険証（両面）の両方
<p>③北見市事業者特別支援金 振込依頼書（別紙3）</p>	
<p>④振込口座が確認できる 通帳の写し ※市が定める様式（別紙3）の 下部に通帳の写しを貼り付 けてください。</p>	<p>注1）通帳の写しは、「通帳の表紙面」と「通帳を開いた1、2ページ目」の写しを提出してください。 注2）インターネットバンキングなどで通帳がない場合は、口座番号等が確認できるインターネット画像を印刷の上、提出してください。</p>
<p>⑤国・道支援金の 給付通知書の写し ※市が定める様式（別紙4）に 給付通知書の写しを貼り付 けてください。</p>	<p>注3）国・道支援金の給付通知書を紛失されたなどの理由から給付通知書の写しを提出できない場合は、支援金の受給履歴がわかる通帳ページの写し、またはインターネット画像を印刷の上、提出してください。</p>

4. 受付方法及び受付期間

- (1) 受付方法 原則として、**郵送**とします。
- (2) 受付期間 令和3年10月13日（水）から令和4年2月16日（水）まで
- 注1） 2月16日（水）の消印有効です。
 - 注2） 簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。
 - 注3） 申請書等の返却はいたしません。
- (3) 郵送先 （郵便番号） 〒090-8501
（住 所） 北見市大通西3丁目1番地1 北見市役所5階
（宛 先） 商工観光部 事業者特別支援金事業 申請受付

5. 支給の決定

- (1) 申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは支援金を支給します。支援金は10月下旬以降、順次支給する予定です。

- (2) 申請書類の審査の結果、本支援金の支給の可否を決定をしたときは、後日、支給の可否に関する通知（北見市事業者特別支援金支給承諾（不承諾）書）を送付します。
- (3) 審査の中で、不明な点などがあれば、電話、現地確認等により内容確認をさせていただくことがあります。

6. その他

- (1) 本支援金の支給承諾後、事業者には支給要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本支援金の支給承諾を取り消すとともに、事業者には支援金の返還を求められます。
- (2) 本支援金の支給にあたっては、申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が北見市暴力団排除条例（平成26年2月26日条例第1号）に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係事業者（以下「暴力団等」という。）に該当、関与しておらず、かつ、将来にわたっても該当、関与しないことが必要です。
- (3) 申請書類に記載された情報は、公的機関（本市税務所管部署、税務署、警察署、保健所、北海道等）に照会する場合があります。